



鳥取県土木工事施工管理基準における写真管理基準の改正について（通知）（その１）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成15年3月26日

管第2808号
平成15年3月26日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

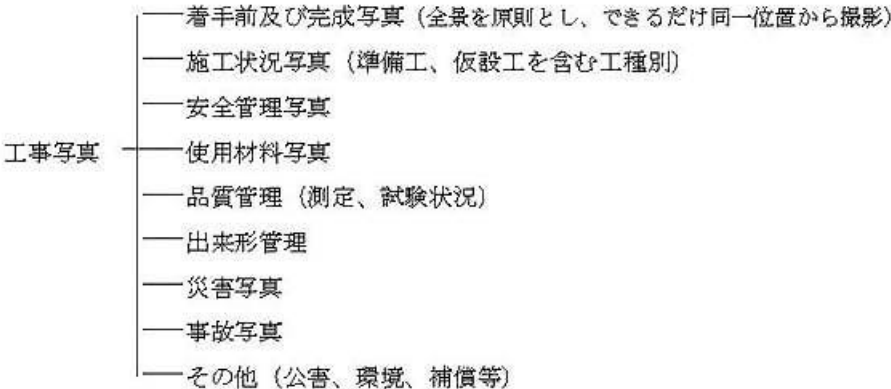
県土整備部長
(公印省略)

鳥取県土木工事施工管理基準における写真管理基準の改正について（通知）

鳥取県土木工事共通仕様書共通編第1編1-1-28「施工管理」に規定する鳥取県土木工事施工管理基準のうち写真管理の全部を改正しましたので、平成15年4月1日以降起工決裁分より適用してください。

写真管理基準

- 適用範囲
この写真管理基準は、土木工事施工管理基準8（1）に定める土木工事の工事写真の撮影に適用する。
- 工事写真の分類
工事写真は次のように分類する。



- 工事写真の撮影基準
工事写真の撮影は以下の要領で行う。
 - 撮影頻度
工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。ただし、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。
 - 撮影方法
写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。
 - ア 工 事 名
 - イ 工 種 等
 - ウ 測点（位置）
 - エ 設計寸法
 - オ 実測寸法
 - カ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

- 写真の省略
品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- 写真の色彩
写真はカラーとする。
- 工事写真の提出部数及び形式
工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。ただし、電子媒体による工事写真の取扱いは「9 電子媒体による工事写真の取扱いについて」による。
 - 工事写真帳は施工段階毎に整理し、工事完成時に1部提出するものとする。
 - 監督員が指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出するものとする。

- 7 写真の大きさ
写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。
- 8 工事写真帳の大きさ
工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。
- 9 電子媒体による工事写真の取扱いについて
電子媒体による工事写真については、以下のとおりとする。
(1) 工事写真等の提出部数及び形式
電子媒体による工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
ア 工事写真として、原本を工事完成時に1部提出する。
イ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
ウ 原本は電子媒体とする。
エ 電子媒体はCD-ROM、MO（230Mb以下）を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。
オ 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1／8まで）を原則とし、これ例外による場合には監督員の承諾を得るものとする。
(2) 工事写真の整理方法
工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付するものとする。
- 10 不可視部分の写真管理
工事写真は施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所又は工事検査時に確認困難（高所等で足場を解体し危険な箇所等）な箇所については、写真により出来形寸法が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。
また、撮影後はすみやかに監督員の確認を受けること。
- 11 留意事項
別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
(1) 撮影項目、撮影頻度が工事内容により不適切な場合は、監督員との協議により追加、削減するものとする。
(2) 撮影箇所が分かりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
(3) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と協議して管理項目を定めるものとする。
- 12 用語の定義
施工箇所とは、施工1ブロックをいう。ただし1ブロックでも形状、寸法、規格等が変わるごとに1施工箇所とする。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 [月末]	履行報告に添付
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中]	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時]	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	夜間等の作業中断中の状況を含む
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	
		監視員交通整理状況	各1回 [作業中]	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 [実施中]	
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 [使用前]	
		検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]	
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災直後] [被災後]	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	